

平成 30 年 5 月 11 日

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 石 井 茂
 (コード番号：8729 東証第一部)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるソニー株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソニー株式会社	親会社	63.00	—	63.00	株東京証券取引所、 ニューヨーク証券取引所 (米国)

注：議決権所有割合は自己株式 (35,775 株) を控除して計算しています。

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

①親会社の企業グループにおける当社の位置付け

ソニー株式会社は当社の議決権の 63.00% を所有する親会社であります。当社^{※1} は、ソニー株式会社の企業グループ (以下「ソニーグループ」という) の金融分野に属しています。

※1 当社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社およびソニー・ライフケア株式会社等を傘下に持つ金融持株会社であります (以下、当社を親会社とする企業グループを「当社グループ」という)。

②親会社やそのグループ企業との取引関係や人的関係

(取引関係)

当社グループ各社は、「ソニー」及び「Sony」の名称の使用に関し、ソニー株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。純粋持株会社である当社を除いて、当該契約に基づき所定の使用料をソニー株式会社に対して支払うこととなっております。

(人的関係)

当社の平成 30 年 3 月 31 日現在の役員 12 名 (取締役 9 名、監査役 3 名) のうち 2 名は、ソニーグループの役員・従業員が兼務しております。また、当社はソニー株式会社から従業員として出向者 6 名を受け入れております。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

当社における役職	氏名	ソニーグループにおける役職	就任理由
取締役	神戸 司郎	ソニー(株) 執行役 EVP ^{※2}	グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有するため
監査役	是永 浩利	ソニーコーポレートサービス(株) 執行役員 グローバル経理センター センター長	長年経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するため

※2 EVP はエグゼクティブ・バイス・プレジデントの略です。

③親会社の企業グループに属することによる事業上の制約等

当社グループは、「ソニー」及び「Sony」の名称の使用に関し、所定の使用料をソニー株式会社に支払っておりますが、その金額規模は当社グループの経営基盤に重大な影響を及ぼすものではありません。当社グループはその商号・商標の使用において、ブランド認知度の向上、信頼度の向上および社員の意識高揚等のメリットがあると考えます。

④親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方

当社グループは、ソニーグループの金融以外の事業とは事業上の関連性が薄いこと、金融庁の監督下にある認可事業として保険業法および銀行法等に基づき事業を行っていること等から、経営・事業活動においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しております。

また、ソニー株式会社は当社の主要株主としての認可を金融庁より取得しており、当社の経営理念を尊重すべきであることを十分に認識しております。

人的関係における兼任役員の就任は当社グループからの要請に基づくものであることから、兼任役員は独自の経営判断を行える状況にあると考えております。

なお、当社は、親会社からの独立性を一層高める観点から、会社法の独立性基準、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準に加え、当社が定める独立性基準を充足する社外役員4名（社外取締役2名、社外監査役2名）を選任し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額* (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー(株)	東京都港区	865,677	製造業	(被所有) 直接63	出向者の受入等	出向者給与の支払等	79	未払費用	5

※取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、ソニー株式会社との取引等について、当該取引等の必要性および条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しております。

以上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

I R 部 電話： (03) 5290-6500 (代表)

E-mail : press@sonyfh.co.jp

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

<https://www.sonyfh.co.jp/>